

ホットニュース

大手携帯電話会社3社からの点検結果と改善内容の報告について (令和3年10月13日事務総長定例記者会見(抜粋))

- (1) 公正取引委員会は、令和3年6月10日に携帯電話の実態調査報告書(「携帯電話市場における競争政策上の課題について」(令和3年度調査))を公表し、この調査において、大手携帯電話会社3社(以下「MNO3社」)が提供している端末購入サポートプログラムや、MNOと販売代理店との取引について、独占禁止法上問題となり得る実態が確認されたので、6月11日から14日にかけて、MNO3社に対して、自主的な点検・改善を要請しました。
- (2) 今般、MNO3社から、自社と通信契約を結んでいなくても端末購入サポートプログラムが利用可能であることについて周知徹底を図るといった改善内容が示されたほか、携帯電話端末の販売価格の設定方法については、販売代理店が、携帯電話端末の販売価格を自由に設定できる環境を整備するなどの改善内容が示されました。
- (3) これらMNO3社からの改善内容について、公正取引委員会としましては、実態調査報告書で示した独占禁止法上及び競争政策上の考え方を踏まえて改善を行った又は行うものとして評価できると考えております。
- (4) 公正取引委員会は、MNO3社から報告された改善内容が、実質的に行われているかということを始めとして、引き続き、携帯電話市場の動向を注視してまいります。

(参考) https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2021/oct_dec/211013.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
電話 03-3581-5483(直通)